

## 平成23年度兵庫県との行政懇談会

平成23年7月26日、社団法人兵庫県空調衛生工業協会と合同で兵庫県との恒例の行政懇談会が開催されました。県側からは県土整備部の松田県土企画局長、松本住宅建築局長の両局長を始め、小寺設備課長、森川契約管理課長など担当職員が、当協会からは西村会長を始め、副会長、専務理事、常任理事が出席しました。

松田局長の挨拶に引き続き、両協会長からそれぞれ、協会を取り巻く課題や取り組み状況について報告を行うとともに、大川設備課副課長から設備課に係る建築工事の発注見通しについて説明があり、相互理解を深めました。

また、両協会から9項目にわたる要望や質問が出され、これに対して県の考え方が示されました。行政懇談会の開催状況については次のとおりです。

1 日 時 平成23年7月26日(火) 10時30分～11時50分

2 場 所 兵庫県林業会館 3階 304号室

3 出席者 兵庫県県土整備部

県土企画局長	松田 直人
住宅建築局長	松本 啓朗
県土企画局契約管理課長	森川 敏嗣
契約管理副課長	上出 博一
同課課長補佐兼入札制度係長	堀内 秀樹
総務課建設業室長	村上 武雄
技術企画課副課長	服部 洋平
住宅建築局設備課長	小寺 泰雄
設備副課長兼管理係長	覺野 和貴
設備副課長(技術担当)	大川 清嗣

社団法人兵庫県電業協会

会 長	西村 善明
副 会 長	平井 伸幸
副 会 長	小山 恵生
副 会 長	前田 潮
常任理事	大川康太郎
常任理事	合田 吉伸
常任理事	立山 欽司
常任理事	寺坂 睦博
専務理事	先山 一矢

社団法人兵庫県空調衛生工業協会

神田 武 会長 ほかに9名



松田局長挨拶



西村会長説明

### ○ 開会あいさつ 松田 直人 県土企画局長

本日はお忙しい所、行政懇談会にご出席いただき有難うございます。(社)兵庫県電業協会、(社)兵庫県空調衛生工業協会の役員の皆様方には、県有施設の設備工事とおして、平素より県政の推進、とりわけ安全・安心のまちづくりの推進に格別のご協力を賜わり、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、この度の東日本大震災では、自然災害に備えることの重要性を改めて思い知らされました。あの阪神・淡路大震災から16年余が経過しましたが、災害はいつ何時でも起こり得ると改めて感じます。

皆様方とは平成18年12月に「災害時における機能復旧対策業務応援に関する協定」を締結させて頂いております。この協定は、緊急時に総合庁舎や病院など県有施設の復旧業務に応援いただくもので、心強い支えであり、県が推進する安全・安心なまちづくりにも大きく寄与するものと期待しております。

また、4月には知事のもとへ、東日本大震災の被災者への多額の義援金をお届け頂き有難うございました。

阪神・淡路大震災を経験し、国内外の多大な支援を受けた私達だからこそ、1日も早い復興を願い、被災地支援に最大限の努力をしております。現在、設備課の職員延4名を応急仮設住宅の建築や県有施設の復興のため宮城県へ派遣しています。

さて、今年度予算では、第2次行革プランを前年度に策定したところであり、プランの基本的方向を踏まえて、一般会計では2兆1,285億円、前年度に対して760億円の減、投資的経費は1,986億円で前年度比で226億円減っていますが、平成22年度12月補正分を加えた16カ月予算として見ますと、平成22年度水準とほぼ同額になり、前年並を確保したところです。

この懇談会は、(社)兵庫県電業協会及び(社)兵庫県空調衛生工業協会と県が、互いの考えについて理解を深め、相互の事業が円滑に実施されることをねらいとしています。両協会の皆様方には忌憚のないご意見をいただき、この懇談会が有意義で成果多きものとなることをお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。

### ○ 主要事業説明

- (1) (社)兵庫県電業協会の事業計画概要について、西村会長から説明を行いました。
- (2) (社)兵庫県空調衛生工業協会の事業計画概要について、神田会長から説明を行いました。
- (3) 兵庫県県土整備部住宅建築局設備課の所管事業のうち、平成23年度建築工事発注見通し(一覧表)について大川設備課副課長から説明が行われました。

## ○ 懇談会議題（意見交換）

### 1 公共事業等予算の確保について（電業協会、空衛協会）

#### (1) 建設関係公共事業予算について（電業協会）

東日本大震災の発生から4カ月以上経過しましたが、あの未曾有の大災害の影響等により景気の先行きは不透明であり、また、原子力発電所の事故の収束も未だ見通しが立っていない中、節電要請が行われるなど市民生活、企業活動に支障が生じる等憂慮すべき事態が起きています。このような状況を踏まえ、県政推進の基調の一つとして頻発する集中豪雨、東南海・南海地震などへ備えて、自然災害への危機管理の徹底を図り、安全安心を支える基盤を充実し、質の高い生活の実現を目指されていることに感謝申し上げます。

地域の安全と安心の社会づくりのためには、建設関連事業の積極的な推進が必要であるとともに、県民の雇用や生活不安を払拭させるためにも、継続的な社会資本整備を進めることが、最も効果的な経済対策であると考えられ、多くの県民が期待しているところであります。

一方、総務省がまとめた県民一人当たりの行政投資額を見ますと、平成17年度の19万4千円から20年度には14万1千円と3年間で約3割減少し、全国平均より急激に落ち込んでいます。

つきましては、議決された予算について早期発注いただきますとともに、県の財政状況は非常に厳しいことは承知していますが、地域の安全と安心の社会づくりのためにも平成24年度予算において、建設関係公共事業の拡大を図られるようお願いいたします。

回 答

技術企画課

本年度予算は御指摘のとおり第二次行革プランの最初の年度ということで大変厳しい状況で予算編成しておりますが、23年度当初予算と平成22年度12月補正と合わせた16箇月予算として見ますと、22年度当初予算と21年度2月補正を加えた22年度水準と比較しますと、投資的経費につきまして、前年度水準並みの事業費を確保しており、経済・雇用対策、実需要の創出などに切れ目のない対応を図っております。

また、本年度予算については、債務予算等を活用して早期発注を行うとともに、事業実施にあたっては、河川改修や土砂災害対策など県民の安全・安心を「まもる」分野に重きを置きつつ、「つくる」から「つかう」を基本に、地域に密着した生活道路の安全対策やポンプ施設等の老朽化対策など、必要な事業への選択と集中を図ることにより限られた予算の中で効果的に事業を実施しております。

平成24年度予算については、東日本大震災の復旧・復興事業の本格化により、国の公共事業関係予算はさらに厳しい状況になることも考えられることから、引き続き国に対し、国の予算編成等に対する提案等の機会を通じて、地域の実情を踏まえた必要な予算総額の確実な確保を求めてまいります。

#### (2) 地球温暖化防止等環境対策予算について（空衛協会）

兵庫県におかれましては、厳しい財政事情にもかかわらず、太陽光発電の促進のための制度の創設や県施設、家庭、産業・業務部門の省エネルギー対策に予算計上されたことに心から敬意を表するところですが、原子力発電所の稼働停止による電力不足などが懸念される今こそ長期的視野に立って、積極的に公共施設、学校はもとより産業・業務部門においても節電、節水等省エネルギー機器への変

換のための予算を確保していただき、その効果が着実に推進されるようお願いするものです。

低炭素社会づくりは、我々、設備業界こそが専門家集団であり、省エネ製品普及促進の協定も井戸知事と両協会長が締結しております。計画的に着実に低炭素社会づくりが進みますよう要望致します。

例えば、耐震化工事が終わった学校・公的施設等から次は、LEDや節水型トイレなど節電節水機器への変換の予算化を一層推進することや国内クレジット制度に基づくCO<sub>2</sub>排出削減事業に県からの補助金制度を設けるなどご検討願えないでしょうか。

また、省エネ機器等の導入に際し、利用可能な補助金や融資制度を設けることもご検討頂き、そのために、県民みどり税をモデルに新たな税制度を検討してもよいのではないのでしょうか。

回 答

設備課

本県においては、県自らが率先して省資源・省エネルギーを実践するため、環境率先行動計画を策定し、計画的な取組を進めてきたところです。また、この度の6月補正予算において、夏期のピーク時電力15%削減、年間総電力使用量5%削減を目標に、率先行動計画の対策を強化し、家庭や事業者が行う節電の取組を支援することとしました。具体的には、庁舎等の白熱電球をLED電球に交換したり、トイレ照明の人感センサー設置等の県施設の省エネ改修、県立学校や警察署への太陽光発電設備の導入のほか、住宅用太陽光発電設備の設置補助や特別融資制度の創設、中小企業者を対象とした環境保全・グリーンエネルギー設備資金貸付金の制度の拡充を図りました。

さらに、産業・民生業務部門の温室効果ガス排出量削減を進めるため、国内クレジット制度を活用して平成21年度より進めている「CO<sub>2</sub>削減協力事業」は、県内の大規模事業者が、削減余地はあるものの省エネをはじめとする削減対策が進んでいない中小事業者等に技術・資金等を支援し、共同して追加的に削減したCO<sub>2</sub>削減量を大規模事業者に移転するものであり、県（財）ひょうご環境創造協会）は双方のマッチング支援を行っています。なお、国の平成23年度予算において、低炭素型設備を導入した中小企業等に対し、その排出削減実績が国内クレジットとして認証された時点で、大企業とのマッチング前であっても国内クレジットと引き替えに助成金（1,500円/t-CO<sub>2</sub>）を支給する制度が盛り込まれました。

なお、県民緑税による「まちなみ緑化事業」を担う都市政策課に聞いたところ、県民緑税は大切な緑を守る目的税的なもので、課税期間を平成27年度まで5年延長したところであり、新たな税制の拡大等は今のところ考えられないということでした。

また、国のエコポイント事業が再び話題となっておりますが、期待は大きいと考えます。

## 2 技術・社会貢献評価制度について（電業協会、空衛協会）

### (1) 社会貢献評価対象項目の拡大について（電業協会）

21年度から電気・設備事業に係る公募型及び制限付一般競争入札の参加条件として技術・社会貢献活動評価点設定を導入され、更に本年7月1日からはその対象を1,300万円以上の入札にも拡大していただき協会活動を推進する上で大きな励みになっています。また、社会貢献の評価対象につきましても、点数の引き上げや但馬まるごと感動市の協力活動など対象項目の拡大等を図っていただき感謝申し上げます。

県下地域を見ますと、但馬地域のみならず県下持ち回りで開催されている「ふれあいの祭典への

参画]、「県立こばと聴覚特別支援学校へのボランティア活動」、「尼崎21世紀の森事業への参画」等兵庫県的主要な事業への参画・協力活動についても評価の対象にして頂けないかご検討をお願いします。

回 答

契約管理課

技術・社会貢献評価項目のうち「地域づくりのために資する重要な活動」については、県の条例、県との協定等に基づいた県が関係する地域づくり活動への主体的な参加、又はその推進に係る県との協働であるものを加点の対象とすることとしています。

「但馬まるごと感動市」については、本年7月から加点の対象したところであり、ご要望にある「ふれあいの祭典への参画」についても、同様に加点の対象としております。

「尼崎21世紀の森事業への参加」については、現在加点の対象としておりませんが、阪神南県民局に活動内容をご報告して頂き、同県民局から契約管理課に加点対象になると報告できる状況にあれば加点評価します。

なお、県立こばと聴覚特別支援学校へのボランティア活動「夏の集い」への支援については、体験教育に位置づけられる活動であると確認しており、建設業に携わる者の育成という観点がないため、中学生を対象とするトライアルウィークの支援と同様に加点対象とはしておりません。工業高校生を対象とするインターンシップについては、建設業に携わる者の育成という観点から加点対象としております。

## (2) 温暖化防止対策等の評価について（空衛協会）

空衛協会は、井戸知事が会長をされている「兵庫県フロン回収・処理推進協議会」（事務局：水大気課）の理事に就任しており、冷媒の適切な回収に努めるとともに県民への啓発活動に協力しています。

かつてオゾン層破壊の元凶であったフロンは今、冷媒として用いられなくなりましたが、業務用冷凍空調機器、家庭用エアコン、カーエアコンなど大半がフロン代替の冷媒物質としてHFCが用いられております。この物質はオゾン層には影響を与えませんが、大気中に放出するとCO2換算数千倍の温暖化物質となります。そこで同協議会の会員となって、ひょうごエコフェスティバルなど環境イベントに協力した場合などについて加点が出来ないかご検討をお願い致します。

また、自らの企業がエコアクション21に取り組むなどには評価を頂いておりますが、社屋などに屋上緑化や自然採光設備の導入、太陽光発電の導入など率先して兵庫県の施策に呼応して協力した場合などには評価をいただきたく併せてご検討をお願いいたします。

回 答

契約管理課

各団体で社会的責任を果たすということで、環境負荷軽減への各種の取組を行っていただいていることについては敬意を表します。いろいろな取組がある中で、県の契約制度での評価になじむものとそうでないものがあります。「ISO14000 シリーズ認証取得」や「エコアクション21 認証取得」につきましては、活動主体が限定されず普遍性があり、なおかつ国等が定めた実施基準に基づいて行われる活動ということで技術・社会貢献評価項目の対象としています。

どのような企業でも参加できる取組を対象としており、ご要望のような特定企業や団体が個別に取

り組んでいるものについては、有意義な活動であると理解しておりますが、評価の対象とはしておりません。

### 3 工事成績を評価する入札制度について（空衛協会）

建設工事入札参加者に係る資格格付要領では、工事成績においても算定表に基づく加点がありますが、総合的な合計点による区分の中に含まれます。しかしながら、協会としては、優秀な施工をめざし、技術研修会の開催や兵庫県出納局の指導の機会を設け能力向上に努めております。

そこで、こういった施工能力の向上の努力に対し、工事成績の評価が一層目に見えて評価頂く制度を新設できないか、ご検討をお願いするものです。

工事成績評価点の一定以上の点数に対し点数を設定し、入札参加時に、ある点数以上持っている優秀施工者を参加させる制度を新設してはどうかというものです。そうすることにより、業者の総合持ち点以外に施工能力を特化して評価することが可能となり、業者の能力向上につながるものと思います。

また、近畿府県の状況を見ますと、設備関係工事においても総合評価方式が導入されていますが、本県でのその後の導入の見通しなどについて、お考えや計画がございましたらご教示下さい。

回 答

契約管理課・設備課

工事成績自体は入札参加者の能力の向上と県工事の品質の確保のために活用すべきものと考えております。

各ランクの企業の施工能力に応じて設定している発注対応金額において県内企業に対する成績特例範囲を設定し、平均工事成績が75点以上の企業が参加できることとしています。その他、技術・社会貢献評価制度の評価項目として工事成績を活用し、技術力の高い企業により多くの入札参加機会や受注機会を確保するよう取り組んでいます。

県の工事成績を有している入札参加資格者は必ずしも多くはないということもあり、このような取扱に加えて、工事成績を入札参加要件とすることは、入札参加者に極端な制限を加えることになるということで、適当でないと考えています。

総合評価方式に関しましては、土木工事を中心に取り組んでおり、設備工事では4件の事例があり、この結果を総括すると、設備工事は各種メーカーが規格に基づいて製作した材料や機器を組み合わせる発注図面で要求された機能・性能を実現させる工事であり、材料の種別、施工方法、施工基準、機器性能等は共通仕様書並びに発注図面で規定され、技術的提案や創意工夫の余地が少なく、ややもすると提案内容が画一化されると思慮されます。また、仮設工事や工事工程は建築工事業者に委ねられており、設備工事業者での工夫の余地は少ないと考えております。

一方、提案や創意工夫が採用されれば、それらを詳細に履行確認資料として作成し、施工記録として報告しなければならず現場では手間暇がかかり、受注業者の負担が大きいと判断します。土木では総合評価方式が推進されていますので、設備工事でも何らかの形でこの制度を推進していく必要があると考えており、その際にはお知恵をお借りしたいと思います。

### 4 分離発注について（電業協会）

県においては、これまで分離発注の推進についてご配慮いただいておりますが、県内市町では遅々として進まない状況にあり、一般社団法人日本電設工業協会の調べによると、兵庫県の市町の分離発注の状

況は全都道府県中40番目で最下位グループに属しています。そして、その要因は市町に設備の専門家がおらず、発注体制が十分でないことが障害になっているものと思われます。

県当局におかれましては、機会あるごとに関係部局を通じて市町に対して分離発注を進めるよう要請していただいているところですが、今後とも市町において分離発注がスムーズに採用できるよう各般のご援助、ご指導をお願いします。

回 答

契約管理課・設備課

公共工事の分離発注については、私どもも出来る限りのことをやらないといけないという意識はもっておりまして、今年5月に開催した兵庫県公共工事契約業務連絡協議会でも、入札・契約の適正化指針で、設備工事等に係る分離発注については、専門工事業者の育成に資することも踏まえつつ活用に努めるものとすると言われていたので、市町でもできる限り分離発注に努めるようお願いしています。直接強制することはできませんので、このような形でお願いしております。

設備工事等に係る分離発注について、専門職がそもそも少ないという問題がありますが、設備担当者会議の際に、分離発注を適切に実施するよう要請しています。

## 5 一般社団法人移行後の対応について（電業協会）

当協会では、公益法人制度改革が施行されてから公益社団法人への移行に向けた検討を行ってまいりましたが、公益目的事業の50%ルール等の認定要件をクリアするのは難しいこと等から、公益社団は断念し一般社団への移行に向け、現在、取り組んでいるところです。

しかしながら、先般近畿の6電業協会で組織する連絡協議会において、滋賀県電業協会は公益社団の認定をとるよう滋賀県の担当部局から要請されているとの話がありました。当協会は一般社団法人へ移行する予定ですが、各府県によって公益認定の扱いが違うのでしょうか。

なお、当協会としては一般社団移行後も、県下全域を活動範囲として会員の利益のための協会として共益事業を中心として、インターンシップの受け入れや県管理河川等公共施設愛護活動などの社会貢献活動等、必要な公益的な事業も併せて全県的に展開していくこととしています。

県におかれましては、引き続き、これまで同様の対応をお願いしたいと存じます。

回 答

設備課

公益法人制度改革に対しまして、電業協会、空衛協会共に一般社団法人へ移行する予定であると聞いておりますが、県との関係は、特に変わることはなく、従来と同様の対応を行いたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

## 6 メガソーラー構想への参画について

ソフトバンクの孫社長が提唱した、メガソーラー（大規模太陽光発電所）の建設に向けた自治体との調整組織である「自然エネルギー協議会」が、今年13日に設立され、井戸知事が連合長である関西広域連合も参加されています。

また、三井物産も東日本大震災の被災地において、メガソーラーを建設する方針を決定したと伝えられるなど、「脱原発」の機運が高まる中で自然エネルギーや再生可能エネルギーの事業化の動きが着実に

広がりがつあります。

自然エネルギーや再生可能エネルギーの利用促進が今後急務となると思われませんが、当協会としてもこの利用促進の一翼を担うことが出来ればと考えていますので、兵庫県内にメガソーラーが設置されるのならば電業協会の参画についてご検討願います。

回 答 設備課

7月13日に秋田市内で第1回総会が開催され、正式に発足することとなった「自然エネルギー協議会」については、兵庫県も関西広域連合の構成メンバーとして参画しており、担当課（温暖化対策課）では、自然エネルギーの普及・拡大に向けた政策提言や先進的取り組み事例などの情報交換、情報共有を行いながら、その普及促進を図っていくことが重要と考えています。

「メガソーラー構想」については、現在、ソフトバンク社を中心に全国で10カ所の適地の検討が進められていますが、再生可能エネルギー法案の成立が不透明であることやソフトバンク社の具体的な事業フレームが検討段階であることから、他の民間企業の参手法なども含め、今後のソフトバンク社からの具体的な提案を踏まえ、県として必要な対応を検討したいと担当課（政策調整課）では考えています。

## 7 「人間サイズのまちづくり賞」の対象範囲拡大について

この賞は、参画と協働による人間サイズのまちづくりを推進するため、

- (1) 安全に安心して暮らすことができるまちづくり
- (2) 地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくり

に顕著な功績のあった団体又は個人等を顕彰する制度となっており、両協会も後援団体として受賞者を顕彰し普及に協力しております。

いま、環境問題とりわけ地球温暖化防止、低炭素社会づくりは井戸県政においても大きな施策であり、それらは電気・設備業界の専門分野でもあります。太陽光発電、節電、節水の省エネルギー機器の導入、雨水、中水の利用設備の導入、商店街等のミストなどの自然冷房の導入の取り組みなど地球温暖化対策に貢献した分野も表彰対象として、新たな分野を設けて頂くようこの制度の拡大をお願いいたしご検討いただきたいと思います。そして、我々会員企業が受賞した場合は、現行同様に、技術・社会貢献評価の加点対象にして頂くようお願い致します。

回 答 設備課

担当の都市政策課に照会しましたが、まちづくりにおいて地球温暖化の防止や低炭素社会づくり等の環境対策は重要であると認識して、「人間サイズのまちづくり賞」では、「まちなみ建築部門」においてヒートアイランド対策に取り組んでいる建築物や「まちづくり活動部門」において環境の保全と創造を行うまちづくり活動を表彰対象の事例としているとのことです。

審査にあたって、環境に適合した機器・設備の導入や環境へ配慮したまちづくり活動については重要な評価点として受賞者の選考を進めているところです。今後も協会の皆様には数多く応募していただきますよう普及にご協力をお願いいたします。

## 住宅建築局長

審査に上がってくるものは、エコに関するものよりデザインに関するものが多いという傾向がありますが、先導的な取組を評価する賞ですので、太陽光発電設備を屋上に乗せただけでは先導性が豊かな取組ということにはなりません。施主さんに更にひと工夫ふた工夫凝らして頂くようお願いして頂き、省エネなどエコに関する取組についても盛んに応募して頂きたい。

## 関連意見（空衛協会）

節水は 1L 当たり年間 0.98KW の節電になるという試算があり、私たちが(社)日本空調衛生工事業協会に節水型の機器の利用を標準仕様書に取り入れるよう提案しているところです。

エコアクション21については、社員全員の取組意識も変わってきており、冷房と除湿を比べると冷房の方が電力を消費しないので、家に帰っても、除湿ではなく冷房を使うようになっています。エコアクション21に取り組んでよかったと思っています。

## 回 答

## 設備課

我々も公共建築工事標準仕様書については、その改正の動向に注目していきたい。

## ○ 閉会あいさつ 松本 啓朗 住宅建築局長

途中、協議のため離席させていただきました。生の情報を聞かせて頂くことは県政推進の上で大変参考になります。例えば前回の意見交換会で、東日本大震災後の資材の高騰や逼迫の状況を聞かせて頂いて、参考になりました。このような懇談会に限らず、引き続き皆さんとは日頃から情報交換を密にさせていただきたいと存じます。併せて、ますますのご清栄を祈念致しましてご挨拶といたします。

